

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p data-bbox="156 450 379 483">（通知対象期間）</p> <p data-bbox="151 499 770 674">第204 条 規程第154 条第 8 項第 1 号に規定する規則で定める期間は、申出受付日の前日から起算して 6 か月と<u>28</u>日前の日から申出受付日の前日までとする。</p>	<p data-bbox="817 450 1040 483">（通知対象期間）</p> <p data-bbox="812 499 1433 674">第204 条 規程第154 条第 8 項第 1 号に規定する規則で定める期間は、申出受付日の前日から起算して 6 か月と<u>14</u>日前の日から申出受付日の前日までとする。</p>

2 附 則

この改正規定は、平成 21 年 7 月 18 日から施行し、同日以降に機構に対して個別株主通知の申出の取次ぎが行われたものについて適用する。